資料３

食品衛生法及び新潟県食品衛生法施行条例の改正等について

新潟県食品衛生法施行条例の一部改正等（案）についてのイメージ

（施行日：令和3年6月1日）

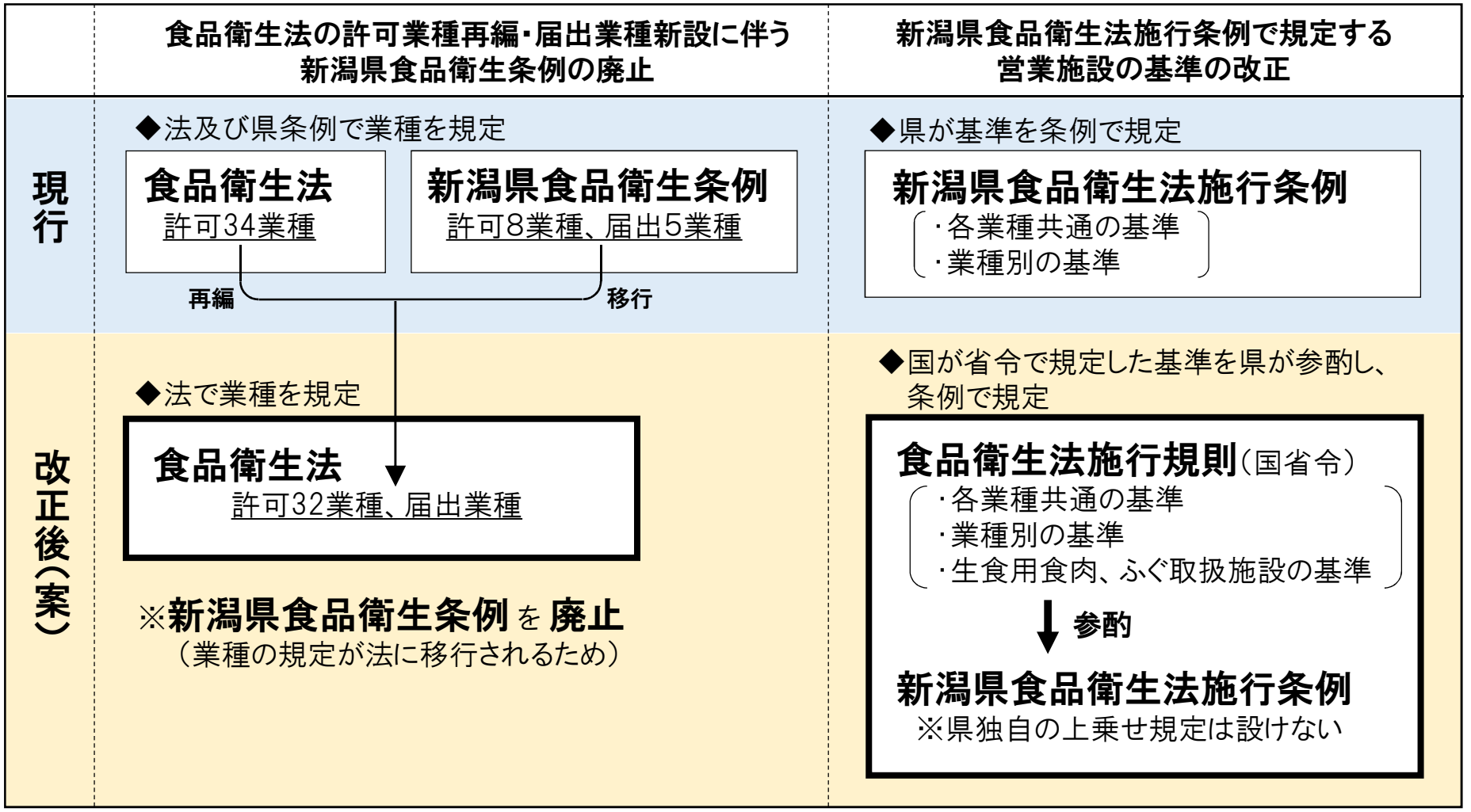

○ 新潟県食品衛生条例で規定している一部の業種については、一定期間従前の制度が適用される経過措置を設けることを検討します。

○ 一部の現行許可業種については、一定期間、改正後の食品衛生法における新規許可を猶予する等の経過措置が適用されます。

○ 臨時的営業、市場等定置営業等の一部の許可業種については、公衆衛生上支障が無いと認められる範囲で、現行と同様に改正後も基準の緩和又は省略を設けることを検討します。

消費者の皆様へ

消費者の健康被害発生防止のため、2021年6月までに、食品リコール（自主回収）情報が一元的に確認できるようになります!

■ 改正食品衛生法と改正食品表示法に基づき、食品事業者が行う食品リコールに関する情報を一元的にシステムで見られるようになります。

■ 対象となる食品リコール情報は次のとおりです。
- 大腸菌による汚染や異物の混入等（食品衛生法違反又は違反のおそれ）
- アレルゲンや消費期限、保存の方法等の安全性に関する表示の欠落や誤り （食品表示法違反）

● どのような情報が確認できるようになりますか。

自主回収される食品について、その商品名、回収理由、想定される健康被害等の情報が確認できるようになります。具体的な開示情報については、追って厚生労働省及び消費者庁が定めて公表します。

● どこで見られるようになりますか。

オンライン上のシステムで確認できるようになります。
（それ以外の方法による情報発信については、現在検討中です。）

● いつから見られるようになりますか。

システムについては、2021年6月までの完全稼働を目指しています。

厚生労働省　医薬・生活衛生局　食品監視安全課
〒100-8958 東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎第５号館　電話 03-5253-1111（代）

消費者庁　食品表示企画課
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館　電話 03-3507-8800（代）

事業者の皆様へ

消費者の健康被害防止のため、2021年6月までに、食品リコール（自主回収）を行った場合の届出が義務化されます!

■ 改正食品衛生法と改正食品表示法に基づき、食品リコールを行った場合、行政へ届出することが義務化されます。
■ 届出された情報は国のシステムで一元的に管理され、公表されます。
■ 行政への届出は、2021年6月までに義務化されます。

自主回収届出（食品衛生法違反の場合のイメージ）

名称	○○○
賞味期限	○年○月○日
製造者	（株）厚労商店
自主回収の理由	腸管出血性大腸菌O157の検出
クラス分類※1	CLASS Ⅰ
画像	自主回収対象食品の写真等
….	……..

※1 クラス分類：重篤な健康被害発生の可能性に応じⅠ、Ⅱ、Ⅲの三段階で分類。

自主回収届出（食品表示法違反の場合のイメージ）

名称	○○○
賞味期限	○年○月○日
製造者	（株）消費商店
自主回収の理由	「小麦」のアレルゲン表示の欠落
健康への影響 （クラス分類は検討中）	「小麦」にアレルギーを有する人が、じんましん、呼吸困難等のアレルギー症状を発症することがある。
画像	自主回収対象食品の写真等
….	……..

<届出から公表までの基本的な流れ>

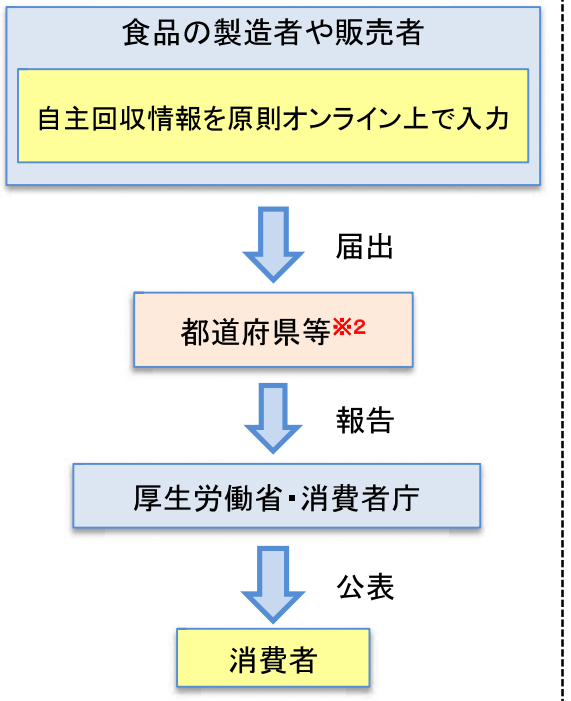

※2食品表示法については、政令で委任予定

● **食品の自主回収をしたら必ず届出が必要ですか。**
・大腸菌による汚染や異物の混入等（食品衛生法違反又は違反のおそれ）
・アレルゲンや消費期限等の安全性に関係する表示の欠落や誤り（食品表示法違反）
による自主回収をする場合※3の届出が義務化されます。届出は原則オンライン上のシステムで行うことになり、システムについては2021年6月までの完全稼働を目指しています。

※3 具体的な届出事項と届出手続については、追って厚生労働省令・内閣府令等で規定します。
政省令を策定する際にはパブリックコメントで意見募集を行います。

厚生労働省　医薬・生活衛生局　食品監視安全課
〒100-8958 東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎第５号館　電話 03-5253-1111（代）

消費者庁　食品表示企画課
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館　電話 03-3507-8800（代）